

印南町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成24年度末)	歳出額 A	実質収支 千円	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成23年度の人件費率
平成 24年度	人 8,984	千円 5,491,489	千円 338,425	千円 715,729	% 13.0	% 12.1

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
平成 24年度	人 84	千円 277,981	千円 34,148	千円 92,483	千円 404,612	千円 4,817	千円 5,775

(注) 1 職員手当は退職手当を含めず扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、超過勤務手当および管理職特別勤務手当を合計したもの。
 2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。(教育長を含めず臨時職員含む。)
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

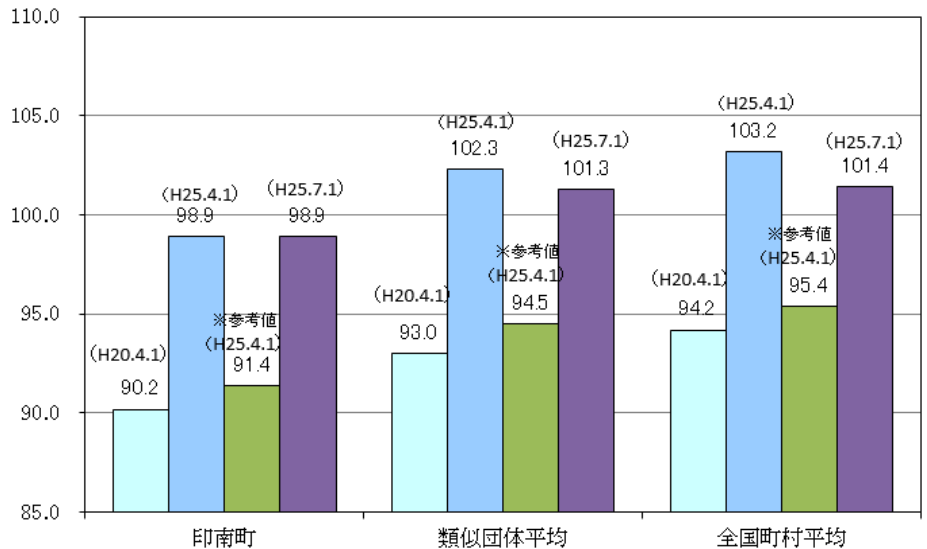
(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
減額無	国と同等の給与水準抑制措置であったため
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) 減額無	
(手当) 減額無	

(その他)

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、

学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が印南町と類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成25年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
印南町	44.3 歳	306,777 円	336,780 円	333,885 円
和歌山県	42.5 歳	333,549 円	410,430 円	369,196 円
国	43.1 歳	307,220(332,446) 円	- 円	376,257(405,463) 円
類似団体	42.6 歳	313,668 円	355,898 円	343,403 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類 似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
印南町	* 歳	2 人	* 円	* 円	317,075 円	—	—	—	—
うち用務員	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	用務員	53.7 歳	202,700 円	—
うち給食調理員	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	調理士	44.7 歳	240,100 円	—
うち清掃職員	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	—	— 歳	— 円	—
和歌山県	51.2 歳	234 人	334,826 円	378,102 円	357,038 円	—	—	—	—
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 円	- 円	309,534 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	49.3 歳	6 人	271,309 円	293,088 円	282,229 円	—	—	—	—

区 分	参 考			
	年収ベース(試算値)の比較			
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D	
印南町	- 円	- 円	-	
うち用務員	* 円	2,809,400 円	-	
うち給食調理職員	* 円	- 円	-	
うち清掃職員	* 円	- 円	-	

(注)1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、

地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合

△の括弧(補償)がなくても

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成21年～23年の3年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された

期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が2人以下の時は個人が特定されるため(*)印としています。

(2) 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		印南町	和歌山県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	I種 181,200 円 II種 172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	III種 140,100 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	141,900 円	— 円
	中学卒	135,600 円	129,200 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成25年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	221,350 円	— 円	363,900 円	— 円
	高校卒	194,600 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

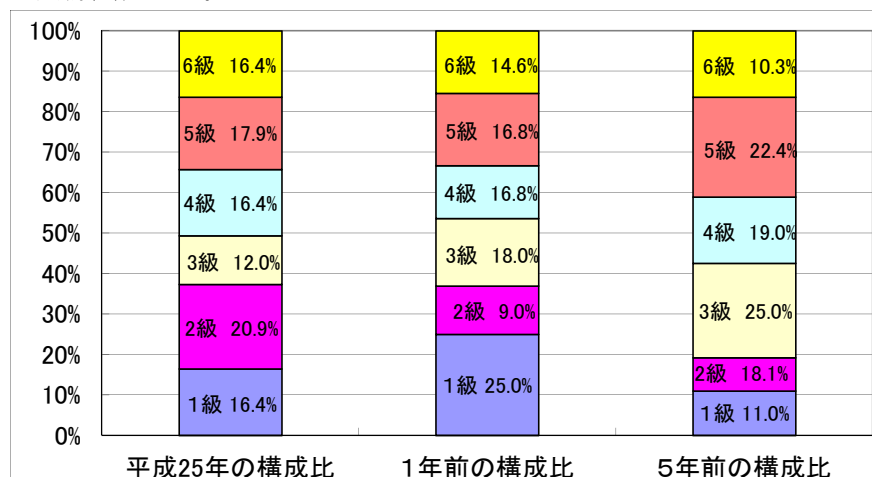
空欄は該当職員がいないため。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成25年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	参事	0 人	0.0 %	366,200 円	456,200 円
6 級	課長	11 人	16.4 %	320,600 円	422,600 円
5 級	副課長・主幹	12 人	17.9 %	289,200 円	400,600 円
4 級	課長補佐	11 人	16.4 %	261,900 円	388,300 円
3 級	係長・主任	8 人	12.0 %	222,900 円	349,400 円
2 級	主査	14 人	20.9 %	185,800 円	299,700 円
1 級	主事	11 人	16.4 %	135,600 円	243,700 円

- (注) 1 印南町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 臨時職員は含んでいない。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

毎年1月1日付けで5段階評価(A～E)により、病気休暇等勤務実績のない者、または、懲戒処分を受けた者を除きCの評価で実施中。
 Cの場合、55歳未満かつ5級以上の職員は3号給、1級から4級は4号給、55歳以上の職員は昇給無し。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

印 南 町		和 歌 山 県		国	
1人当たり平均支給額(平成24年度)		1人当たり平均支給額(平成24年度)		—	
1,359 千円		1,561 千円			
(平成25年度支給割合)		(平成25年度支給割合)		(平成24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算5%、10%		役職加算5%~20%		役職加算5%~20%	
		管理職加算10%~20%		管理職加算10%~25%	

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

毎年6月1日及び12月1日を基準日として、基準日以前6箇月以内の勤務成績及び勤務期間に応じた支給割合で支給。

(2) 退職手当(平成25年4月1日現在)

印 南 町			国		
(支給率)	自己都合	勤続・定年	(支給率)	自己都合	勤続・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置2%~20%			定年前早期退職特例措置2%~20%		
退職手当の調整額 在職した職務の級に応じた定額の60月分			退職手当の調整額 在職した職務の級に応じた定額の60月分		
(退職時特別昇給 無)			(退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額 17,628 千円					

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した一般職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

和歌山市内へ勤務の場合、給料、扶養手当及び管理職手当の合計額の3%を支給

(4) 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

(注) 特殊勤務手当は、平成22年4月1日から廃止しています。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成24年度決算)	7,722 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	92 千円
支給実績(平成23年度決算)	6,965 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	72 千円

(6) その他の手当(平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算)
扶養手当	・配偶者13,000円	同	-	11,115 千円	252,514 円
	・配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、 配偶者がいない場合11,000円)				
	・満16歳から満22歳までの 子 5,000円加算				
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対して、家賃に応じて支給。最高限度額27,000円	同	-	1,464 千円	411,500 円
通勤手当	交通機関利用者には、その運賃等相当額を支給。	異	交通用具使用者の通勤距離が片道3kmのとき、1km毎に800円を加算した額を支給。	4,435 千円	90,510 円
	交通用具等使用者に、片道3km以上のとき、1km毎に800円を加算した額を支給。				
管理職手当	参事 月額45,000円 課長 月額40,000円 副課長 月額25,000円 主幹 月額15,000円	異	参事 月額45,000円 課長 月額40,000円 副課長 月額25,000円 主幹 月額15,000円	8,370 千円	380,454 円

6 特別職の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

区分	給料	月額	額	等
給料	町長	648,000 円 (720,000 円)	807,500 円	363,200 円
	副町長	590,000 円 (- 円)	670,100 円	365,000 円
報酬	議長	300,000 円 (- 円)	364,000 円	220,000 円
	副議長	240,000 円 (- 円)	285,000 円	168,100 円
	議員	230,000 円 (- 円)	263,000 円	135,800 円
期末手当	町長	(平成25年度支給割合)		
	副町長	2.60	月分	
	議長	(平成25年度支給割合)		
退職手当	副議長	2.60	月分	
	議員			
	備考	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町長	720,000円×在職月数×0.433	14,964,480円	任期毎
	副町長	590,000円×在職月数×0.258	7,306,560円	任期毎

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

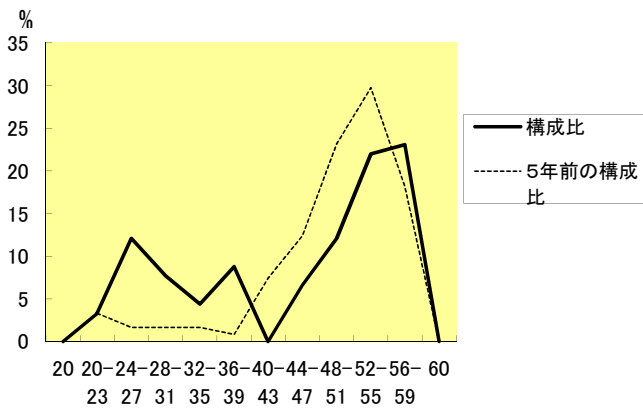
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成24年	平成25年		
普通会計部門	議会	2	2	0	
	総務	18	18	0	
	税務	7	8	1	税収確保のため
	民生	7	7	0	
	衛生	10	10	0	
	労働	0	0	0	
	農林水産	8	7	-1	事業量の減少のため
	商工	1	1	0	
	土木	11	11	0	
	小計	64	64	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 71.2 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 122.42 人)
	教育部門	19	19	0	
消防部門					
小計	83	83	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 92.4 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 149.73 人)	
公営企業計等部門	水道	2	2	0	
	下水道	0	0	0	
	その他	6	6	0	
	小計	8	8	0	
合 計	91	91	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 101.3 人	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。(臨時職員8名を含む。教育長を除く。)

2 []内は、条例定数の合計である。また条例改正により平成19年度から135名とした。

(2)年齢別職員構成の状況(平成25年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	11人	7人	4人	8人	0人	6人	11人	20人	21人	0人	91人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	15年	21年	22年	23年	24年	25年		過去5年間の 増減数(率)	過去10年間の 増減数(率)
一般行政	94	85	75	70	65	64		24.7 %	31.9 %
教育		26	23	20	19	20		23.1 %	%
公営企業 等 会計		8	8	7	7	7		12.5 %	%
計	123	119	106	97	91	92		22.7 %	25.2 %

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 臨時的任用職員及び教育長を含む。

3 第3次定員適正化計画の平成22年4月1日の目標職員数は、121人であった。

(4) 第4次定員適正化計画

平成22年4月1日～平成27年3月31日における定員管理の数値目標(臨時職員含まず)

平成22年4月1日 職員数	平成27年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 97	人 95	人 -2	% -2.06

8 公営企業職員の状況 ※当町には公営企業職員はありません。